

## 9 利用者負担（給食費）について

### 1. 副食費の免除について

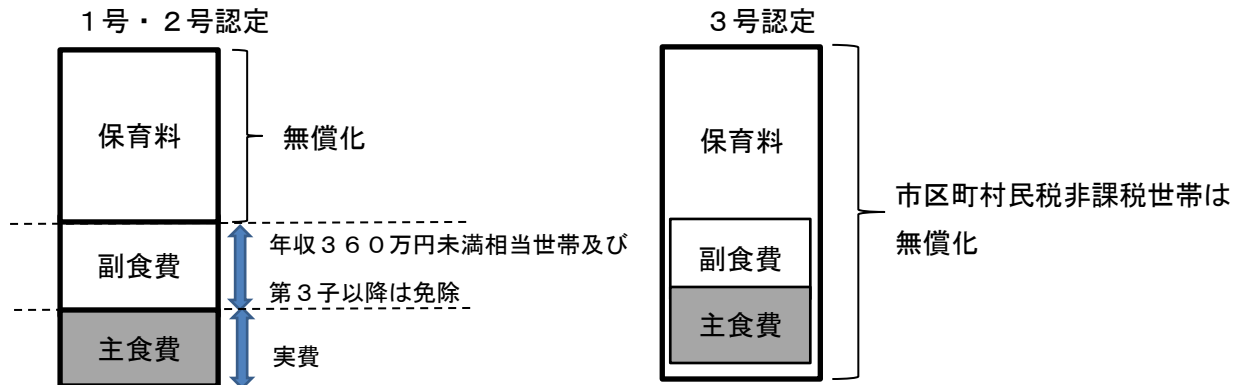
#### ◇1号・2号認定の方

給食費は保育料とは別にご負担いただきます。給食費は主食費（ごはん・麺・パンなど）と、副食費（主食費を除くおかず、牛乳、おやつなど）に分けられており、副食費については、年収360万円未満相当世帯の方と、所得階層にかかわらず第3子以降の方は免除となります。（子どもの数え方は、1号認定の方は小学校3年生まで、2号認定の方は小学校就学前までの数となります。）

主食費、副食費の金額は、各保育施設によって異なります。（町立保育所の場合、主食費が500円、副食費が4,500円です。）

#### ◇3号認定の方

給食費は保育料に含まれているため、保育料と別途でご負担いただく必要はありません。



### 2. 支払納入方法について（町立保育所の給食費のみ）

#### ◇1号・2号認定の方

**私立保育所・認定こども園の給食費**については直接施設に支払います。支払方法については各施設にご確認ください。

副食費の支払い期限および手続きの方法は、11頁の2. 支払納入方法についてと同様です。

#### ◇3号認定の方

給食費は保育料に含まれているため、保育料とは別にご負担いただく必要はありません